

佐賀市高齢者見守りネットワーク(おたっしゃ見守りネット)(佐賀県佐賀市)

(構成：協力機関、協力団体、協力事業所)

《活動主体の概要》

総人口： 234,621人 (H28.4.1 現在)

高齢者数： 61,270人

世帯数： 97,366世帯

産業構造：第1次産業 7.0%、
第2次産業 19.2%、
第3次産業 73.8%

地理的構造：南は有明海に面し、北は脊振・天山山系により福岡県と隣接している。



活動のきっかけ

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを目指し、平成21年に概ね中学校区に1ヶ所、全15ヶ所の地域包括支援センター(愛称：おたっしゃ本舗)を設置した。

独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、身体機能の低下や認知症等で何らかの支援が必要な高齢者が増加し、地域での見守り体制を強化する必要があった。

地域で高齢者と接する機会の多い店舗や訪問事業者等、日頃の業務の中で高齢者をさり気なく見守り、あたたかい言葉かけや対応をしてもらうことで、まずは高齢者が安心して買い物や手続等ができる高齢者にやさしい地域をつくり、その中で高齢者の異変に気づいた時は、おたっしゃ本舗に連絡をして頂くことで、高齢者の尊厳や生命に関わるような事態にも速やかに対応できるネットワーク体制を構築していきたいと考えた。

活動方法

・佐賀市の担当者が、協力機関(警察署・消防署・社会福祉協議会・行政機関等)及び協力団体(自治会・民生委員児童委員協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会・商工会・老人クラブ連合会・校区社会福祉協

議会等)に趣旨説明を行い「高齢者見守りネットワーク事業賛同書」の提出を依頼。

・各おたっしゃ本舗で、地域の高齢者に関わる店舗等を訪問し、おたっしゃ本舗の活動紹介と見守りネットワークの趣旨説明及び「高齢者見守りネットワーク事業登録承諾書」の提出を依頼。

・承諾書の提出があった事業者は協力事業者として登録し、「高齢者見守りネットワーク事業協力事業者登録証」を交付。

・登録事業者の目印として、店舗や車にステッカーを貼って頂く。

・事業者名を佐賀市のホームページで公表。

工夫点

・必要な時に直ぐに電話で連絡できるよう、連絡先や連絡のポイントを記載した紐付のカードを配布し、目に付くところに下げておいてもらう。

・生命に危険が及ぶような事態には、個人情報保護よりも生命の保護が優先される事を伝えている。

・登録承諾の有無に関わらず、高齢者へのあたたかい声かけや対応をして頂くことで、高齢者が安心して買い物や手続ができるような高齢者にやさしい地域づくりに協力してもらうよう依頼している。

・認知症の方の理解及び対応を学んでもら

うために、認知症サポーター養成講座の受講案内をしている。

成果

- ・平成 24 年 10 月～平成 28 年 3 月末
登録事業者数 994
事業所連絡件数 1,660 件

【連絡と対応例】

- ・買い物に来て、家がわからなくなり帰れないとの連絡。警察と連携し対応した。
- ・電気代が未払いで電気を止めようとしているが高齢でもあり心配との連絡。訪問し確認すると、認知症が進み生活全般の支援が必要な方であった。
- ・新聞販売店より、新聞が3～4日分郵便受けに溜まっているとの連絡。室内で倒れてあるところを救出し一命を取り止めた。見守りネットワーク事業を広めることで、地域の人達自身の関心を高めることに繋がっている。

課題

- ・1,000 件位の登録事業者の住所変更や店舗の閉店等の修正や管理が困難。

・小規模の地域では、定期的に登録事業者を集めての研修や情報交換の場を持つ事ができているが、規模の大きい地区は事業者が多く困難。

・個人情報保護のため登録に協力してもらえない事業者があるが、厚労省からの文書等も提示し見守りと連絡の必要性を伝えたい。

・登録事業者には認知症サポーター養成講座を受講してもらうことで、高齢者にやさしい地域づくりに生かしてもらいたい。

代表者、事業者等の声

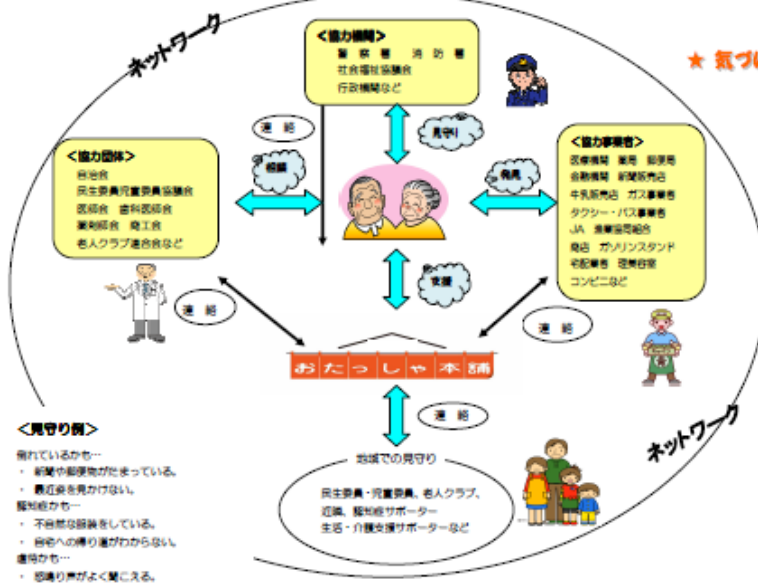
・事業所独自でも社会貢献の一貫として高齢者の見守りを行っている。佐賀市は連絡体制がきちんと整備されているので良かった。

・登録など大げさなことをしなくても、高齢者を見守るのは当然。これからも見守りは続けていく。

高齢者を見守る地域づくり

佐賀市 おたっしゅ見守りネット

佐賀市高齢者見守り
ネットワーク事業



★ 気づいて見守る地域づくりに努めます！

見守る人・見守られる人を特定しないで、市及び事業者等が相互に連携を図り地域全体で高齢者の見守りを行い、日常の生活や業務の中で高齢者の異変やその恐れがあると思われる場合は担当のおたっしゅ本館（地域包括支援センター）へ連絡していただきます。

★協力機関・協力団体の参加
ご協力いただける機関・団体は、「高齢者見守りネットワーク事業協力事業者登録申請書」を提出していただきます。

★協力事業者の参加
ご協力いただける事業者は、市に「高齢者見守りネットワーク事業協力事業者登録申請書」を提出し、協力事業者として登録していただきます。

登録していただいた協力事業者の中には、「高齢者見守りネットワーク事業協力事業者登録証」を交付します。また、登録事業者の目印としてステッカーを貼っていただく他、事業者各社ホームページで公表します。（公表を希望しない場合は掲載しません。）

★参加予定の協力事業者等

協力機関	高齢者支援に関わる協力機関等 （警察、消防、社会福祉協議会、行政等）
協力団体	公共的な活動を行っている団体 （自治会、民生委員児童委員協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農工食、老人クラブ連合会等）
協力事業者	高齢者の生活に関わる営利事業者等 （医療機関、薬局、郵便局、金融機関、新聞販売店、牛乳販売店、ガス事業者、タクシー・バス事業者、JA、商業施設組合、売店、カンパニースタンド、宅配業者、遊樂行等、コンビニなど）

みんなが参加、みんなが福祉、みんなの安心、笑顔が広がる佐賀のまち

〇 問い合わせ 高齢福祉課 地域包括支援係 電話 40-7284 FAX 40-7303